

令和5年度第3回（第57回）旭川市男女共同参画審議会 会議の記録	
日時	令和6年2月6日（火）18時30分～19時40分
場所	旭川市7条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎7階 多目的室
出席者	委員10名 岡田委員，塩尻委員，高橋委員，谷口委員，中川委員，中村委員，長谷川委員，福澤委員，丸山委員，米沢委員 （五十音順） 事務局4名 片岡女性活躍推進部長，松山女性活躍推進課長，青木主査，麻生主任
欠席者	伊賀委員，谷奥委員
会議の公開・非公開	公開
傍聴の数	0名
会議資料	1. 事前送付資料 資料1 第11期旭川市男女共同参画審議会委員名簿 資料2 旭川市男女共同参画審議会について（関係条例・規則抜粋） 資料3 会議の運営について 資料4 令和5年度女性活躍推進部実施事業 資料5 令和5年度出前講座・研修等実績 資料6 令和5年度未来会議2030女性活躍分野提案事業 資料7 旭川市パートナーシップ宣誓制度の開始について 資料8 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の策定 資料9 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（案）
会議内容	
1 部長挨拶	
部長	第11期委員就任後，初の会議開催にあたり，女性活躍推進部長から委員就任のお礼と挨拶を行った。
2 委員紹介	
委員	自己紹介を行った。
3 会議成立の報告	
条例施行規則第11条の規定により，委員の過半数が出席しているため，会議が成立していることを報告した。	

4 審議会紹介	
事務局	資料について説明した。
5 議題	
(1) 正副会長の選出	
事務局	会議の正副会長は委員の互選により定める必要がある。自薦・他薦を含めご意見をお願いします。
委員	事務局案をお願いします。
事務局	事務局案として会長に前期副会長を務められた岡田委員，副会長に学識経験者の丸山委員を御提案する。
委員	(一同同意)
事務局	それでは岡田委員と丸山委員はそれぞれ正副会長席に移動をお願いします。 これから先は会長に進行をお願いします。
(2) 会議の運営について	
会長	事務局から説明をお願いします。
事務局	資料について説明した。
会長	意見や質問は何かあるだろうか。 なければ事務局案のとおりということでよろしいか。
委員	(一同同意)
(3) 令和5年度女性活躍推進部実施事業	
会長	事務局から説明をお願いします。
事務局	資料について説明した。
会長	意見や質問があればお願いします。
委員	庁内窓口連携会議で相談員や担当職員を対象に研修したとのことであるが，一般の市民向け研修とは異なる内容になっているのか。
事務局	内部職員向けなので一般市民向けとは異なる。2回実施するのだが，1回目は法的な対応が必要となる相談者対応について弁護士を講師に招いて開催した。2回目は精神的に不安定な相談者への対応について学ぶ機会として，臨床心理士を講師に招いて開催する。
委員	同じように研修と言っても，相談員などを対象とするのであれば専門的に充実したものにしてほしいと思う。
委員	セミナーの内容を見ていると，起業といったようなものがとても増えてきていて，自分が若いころに受けたものとは内容が少し変わってきている気がする。女性の権利

	<p>や平等の意識といった基本的なものが上滑りになっていってしまい、出来事に対して対応しているだけだという気がする。本当はもっと学校の中で入れてもらうのが良い。女性は社会に出てから凄く理不尽を感じるの、それがなぜかという問いに対する根本的なセミナーがもっとあっても良いのではないかと思う。</p>
事務局	<p>男女共同参画に関する研修については、職員研修や高校・大学への出前講座など、先方から依頼があった枠の中では取り扱っているが、一般的に参加を募るセミナーにおいては、そのような内容ではなかなか人が集まらないという現実がある。そのため、家庭参画をテーマにした研修についても、家事も男女共にやってみませんかという内容にして、相互協力しましょうということを伝えている。男女共同参画の考え方そのものを啓発したい思いは当然あるが、自由意志での参加は見込めないという難しさがある。</p>
委員	<p>研修内容を見ていると何かに特化したものが多いので、習い事の延長ではなくて、社会勉強の一つとして男女共同参画や人権に関する勉強というか、女性教室のような基本的なセミナーをやってほしい。本当は男性に対しても「人間とは」というところのセミナーをやってほしい。男性が参加すると言ったらお料理教室とか、子育て中の人であれば親子で一緒にとか、そういったものしかないというのは悲しい。学校にいるときは平等なのだが、社会に出ると仕事においても男女の役割のようなものが決められている。その感覚は男性や上司の頭の中に必ず少しずつ入っていて、それが女性のキャリアを少しずつ削っていつている。でも、そういうのは指摘されなければ分からない。女性にしても同様で、自分が悪いわけでもないのだということに気づかなければならない。DV被害にしても何にしても、そういう意識が全部重なって出てくると感じてしまう。だからこそ基本を学ぶ機会を作ってもらえたら嬉しいと思う。</p>
事務局	<p>自由参加のセミナーではなかなか難しいが、職員研修や出前講座といった機会を逃さず、即効性はないが地道に取り組んでいきたい。</p>
会長	<p>多様な働き方アドバイザー派遣の実績が0件となっているが、今後どのように進めていくのか。</p>
事務局	<p>今回新設した認定・表彰制度においては、セミナー等に参加した場合にポイントが加算される仕組みにしたことで、アドバイザー派遣の申込みはないものの、セミナーへの参加にはつながったと感じている。今後はこうした、起業へのメリットを提示しながら働く環境整備に取り組んでもらおうと考えている。</p>
会長	<p>女性起業家育成事業やデジタル人材育成事業については思った以上に参加応募者が多かったと聞いたのだが、年代的には若い人が多かったのだろうか。</p>
事務局	<p>20代から40代の方で、各年代の割合は同程度であった。</p>
会長	<p>初めて参加された方も慣れることはできたのだろうか。</p>
事務局	<p>レベル的には参加者間でかなり差があったが、事業者側が業務に精通していたため、</p>

	どの参加者からも「よく理解できた」との感想をもらった。ただ、週5日で授業のコマ数も多かったため、履修スケジュールはタイトでできなかったと言われた。
委員	女性相談関連事業について、以前、閲覧制限をかけてほしいという市民からの相談を受けた。市民課からウィメンズネットを紹介されて来た相談者であったが、閲覧制限の手続きは同じ市の女性活躍推進課でもできる。市民課の担当者がそのことを知らずに、相談者にウィメンズネットを案内したのだと思うので、相談者をたらいまわしにせず済むよう、相談に携わる職員はきちんと教育してもらいたい。
事務局	今年から庁内窓口連携会議を設置し、窓口担当者同士の連携についても改善に取り組んできている。もうしばらく見守ってほしい。
委員	相談窓口の担当者というのはよく変わるのか。通常の職員と同じように数年で異動するのだろうか。プロの相談員になることはできないだろうか。
事務局	相談員は大抵の場合は専門に会計年度任用職員を雇用している。
委員	プロに徹した相談員に対応してもらえるということだろうか。正職員になるのか。
事務局	正職員にも福祉職がいるが、人数が限られている。ただ、各部署に配置されてはきているので、少しずつ改善されていくことを期待している。
委員	義務教育終了時の相談窓口周知事業は今年の3月の実施になるのか。
事務局	そうである。いまちょうど生理用品と周知カードを袋に詰めているところである。来週あたりには職員が各中学校に届けるのでよろしくお願いします。
委員	配布用の生理用品にはどのような案内が入っているのか。
事務局	旭川市の女性相談と札幌にある性被害相談支援センターの SACRACH（さくらこ）の連絡先を掲載したカードを入れている。
委員	旭川市の母子家庭の総数はどのくらいなのか。
事務局	世帯数でいうと3千世帯弱のようである。
委員	生理用品を介した相談事業の周知は定期的にされているものなのか。この場所に行けば常に設置されているのだろうか。
事務局	誰でも持っていけるという置き方ではなく、必要な人は声をかけてくださいといったような形であるため、持っていきやすいとは言い難いかもしれない。国の事業のつくりとして、困っている人を見つけるための手段として生理用品を設置・配布しており、配布自体が主目的ではないため、誰でもいつでも持っていけるという形ではない。
委員	10代の子に限定してでもいいので、自由に持っていけるというのがあるといい。
事務局	生理用品を通じた窓口周知の方法は反省点も多いので、次年度以降は見直しを行い、もう少し持っていきやすく、かつ窓口も周知できる設置方法を考えてみたい。

委員	先ほどの配布方法では生理用品を受け取ることが難しい人には、どのように相談窓口が周知されていくのか。
事務局	資料の中にある558という配布数は委託事業の中で受託事業者が配布した数なのだが、昨年夏にはこれとは別に、女性活躍推進課が直接、旭川駅構内と駅前イオン1階にあるトイレに窓口周知のチラシを同封した生理用品を配置した。期間内は毎日補充したのだが、補充した先から捌けていったので、そういう形が取れば一番周知できると経験上感じた。
会長	教育大でも全てのトイレに設置して誰でも持っていけるように置いている。学生が緊急で使うこともあるが、チラシなどと一緒に置くことができれば周知できると思う。
事務局	教育大に行ったときに全ての個室にチラシが貼ってあったので驚いた。
会長	やはりトイレが一番個室で落ち着いて読めるので、相談についての周知は全てトイレの中に貼るようにしている。そういうのが本当は全ての高校にあるといいと思う。大学生くらいになれば自分でどうにかできるが、高校生以下にはそういうのがあるといいと思う。
委員	対象の高校は、資料に書かれているところだけなのか。
事務局	この事業に初めて取り組んだ令和3年度に市内各学校に案内し、希望のあった学校が資料に記載されている学校になる。
委員	全ての高校に置かれているのが理想なので、広げて行ってほしい。
事務局	生理用品の配布を通じた窓口周知については、やり方自体をもう少し詰めていきたいと思う。あらゆる学校に設置するのがいいのか、人の集まる商業施設などに設置するのがいいのか。生理用品配布が目的ではなく、困っているであろう若年層などにいかに届けるかということを、事業者とも相談しながら考えていきたい。
(4) パートナーシップ宣誓制度の開始について	
会長	事務局から説明をお願いします。
事務局	資料について説明した。
会長	意見や質問があればお願いします。
委員	パートナーシップ制度については、できて良かったなと思っている。1点確認なのだが、同棲婚（事実婚）は現在どういう状態になるのだろうか。様々な事情で名前を一緒にしないという人が増えており、自主的に籍を入れないと決めているからいいのだが、公的な証明は何かあったらだろうか。パートナーシップ制度の同性やLGBTQの中に加えることは可能なのだろうか。
委員	弁護士会の中でもまさにその話が出ており、性的マイノリティ以外のカップルにパートナーシップ制度も認めればいいのにといい声は結構聞いた。
委員	何かあったときの財産管理にしても入退院の証明にしても、(入籍している人と)同

	じょうにできないということなのだろうか。
委員	財産関係については相続権がないので、基本的には遺言を書いてもらうというような方法になる。病院における同意については事実婚に対応してくれるところが多いと聞く。戸籍は別だが住民票上の世帯は一緒である場合が多く、住民票上の表記が「妻（未届）」「夫（未届）」という記載になるので、一応病院側も事実上対応しているところが多いようだ。ただ、それを権利として言えるかという点や、遺言書がないまま亡くなった場合は、何もないことになってしまう。
委員	以前、生命保険会社に勤めていた時は、事実婚については3年間一緒に住んでいると受取人になることができた。
委員	少し疑問に思ったので、それも含めて進むと自然な社会になるような気がした。
委員	それこそ多様性だと思う。
(5) 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の策定	
会長	事務局に説明をお願いします。
事務局	資料について説明した。
会長	意見や質問があればお願いします。特になければこの内容でよろしいだろうか。
委員	(一同同意)
委員	運用のときにまた確認していただければと思う。
3 閉会	
事務局	以上で本日の会議を終了いたします。皆様本当にありがとうございました。